

持家建替等仮住居 申請のしかた

町営住宅は持家があると入居できないことから、自宅の建替えの際にも入居できないこととなっていますが、北海道開発局から目的外使用の承認を受け、持家建替等の際にも入居できるようにしたものです。

○対象者

- ・持家を建替えるために現在居住している既存住宅の先行解体が必要となる町民（大規模改修などにより持家に居住が困難となる町民を含む）で、町税及び町に納付すべき公共料金を滞納していない方

○貸し付ける住宅

- ・宮下団地 M-5 棟 3014 号 3LDK 66.62 m²
M-7 棟 3018 号 3LDK 63.73 m²

所在地は、ともに雄武町字雄武 1480 番地 32

※生活する上で必要な家具、家電、寝具などは備え付けられていません。

○貸し付ける期間

- ・原則として7か月を超えない期間とします。

○申請手続き

- ・使用期間開始日の14日前までに、
 - ①雄武町持家建替者住宅使用許可申請書（別記様式第1号）
 - ②新旧住宅の位置図または改修内容がわかる図面
 - ③住宅建築の施工期間がわかる契約書の写し
 - ④納付状況確認書（申請時確認用）

を提出してください。

※書類審査の結果を使用許可決定（却下）通知書により通知します。

○使用期間の延長手続き

- ・決定された使用期間の延長を希望する場合は、「雄武町持家建替者住宅使用許可延長申請書（別記様式第3号）」を提出してください。

※内容審査の結果を使用許可延長決定（却下）通知書により通知します。

○使用許可の取り消し

- ・対象者の要件に該当しなくなったとき、または町営住宅の入居希望者の増加などにより町営住宅の目的外使用を続けることができなくなった場合に、使用許可を取り消すことがあり、その場合には使用許可取消通知書により通知します。

○使用料

- ・使用料（家賃）は、雄武町営住宅条例に定める使用料（世帯の収入により決定）となります。
- ・使用料は毎月末までに納付することとなっています。
- ・使用期間が1か月に満たない月分の使用料は、日割計算によります。

○退去の届出

- ・住宅を退去する場合は、「雄武町持家建替者住宅退去届出書（別記様式第6号）」を提出してください。

○修繕及び原状回復義務

- ・退去時の原状回復に係る修繕費用は、原則として使用者の負担となります。

○住宅の明け渡し

- ・次の各号に該当する場合、町長は住宅の明け渡しを求めることができます。

- ①不正の行為によって入居したとき
- ②家賃を3か月以上滞納したとき
- ③当該住宅または共同施設を故意にき損したとき
- ④正当な事由によらないで30日以上住宅を使用しないとき
- ⑤同居の承認を得ていないとき
- ⑥承継の承認を得ていないとき
- ⑦迷惑行為をした場合
- ⑧引き続き30日以上使用しない場合の届出をしないとき
- ⑨町長の承認を得ないで模様替えや増築をした場合
- ⑩暴力団員であることが判明したとき
- ⑪使用許可期間が満了したとき
- ⑫使用する必要がなくなつたと認められるとき